

第 3 部：介護保険事業の適正な運用について

第1章

介護保険サービス事業の見込み

1 被保険者数等の今後の見込み

(1) 被保険者数の推計

計画期間における総人口及び第1号・2号被保険者数については以下のように推計しています。

第6期計画期間中は、第1号被保険者、第2号被保険者ともに増加していきますが、65歳～74歳の前期高齢者はゆるやかに減少していきます。

団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年までを推計すると、第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少していきますが、75歳以上後期高齢者が増加し続けるため、高齢化率としては上昇し続けると推計されます。

| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第2号被保険者 | 40 - 64歳 | 11,872人 | 11,934人 | 11,941人 | 12,102人 | 11,902人 |
| | 第1号被保険者 | | | | | |
| 第1号被保険者 | 65歳以上 | 10,230人 | 10,334人 | 10,338人 | 10,187人 | 9,973人 |
| | (65 - 74歳) | 5,232人 | 5,155人 | 5,003人 | 4,492人 | 3,507人 |
| | (75歳以上) | 4,997人 | 5,179人 | 5,335人 | 5,695人 | 6,466人 |
| 高齢化率 | | 30.4% | 30.8% | 31.0% | 31.0% | 31.3% |

推計値は小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきますが、その内訳を見ると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅サービスを中心とした介護サービスの充実が必要となっております。

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定者数計 | 1,674人 | 1,730人 | 1,776人 | 1,872人 | 2,056人 |
| 要支援1 | 311人 | 326人 | 338人 | 362人 | 389人 |
| 要支援2 | 186人 | 191人 | 195人 | 204人 | 223人 |
| 要介護1 | 350人 | 360人 | 368人 | 385人 | 421人 |
| 要介護2 | 261人 | 269人 | 275人 | 289人 | 318人 |
| 要介護3 | 227人 | 235人 | 240人 | 253人 | 281人 |
| 要介護4 | 181人 | 187人 | 192人 | 203人 | 226人 |
| 要介護5 | 158人 | 163人 | 167人 | 176人 | 196人 |

推計値は小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

2 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 予防給付サービスの見込量

| | | | 見込み | | | | |
|-----------------|-------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 6期計画 | | | 7期計画 | 9期計画 |
| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 介護予防サービス | 介護予防訪問介護 | 給付費(千円) | 16,642 | 16,808 | 1,657 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 76 | 77 | 8 | 0 | 0 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | 給付費(千円) | 2,362 | 2,598 | 2,858 | 3,804 | 6,126 |
| | | 回数(回) | 61.0 | 68.0 | 74.0 | 99.0 | 159.0 |
| | | 人数(人) | 11 | 12 | 13 | 17 | 28 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 1,277 | 1,405 | 1,545 | 2,056 | 3,312 |
| | | 回数(回) | 26.0 | 31.0 | 37.0 | 65.0 | 161.0 |
| | | 人数(人) | 1 | 2 | 2 | 4 | 9 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 3,500 | 4,201 | 5,041 | 8,710 | 21,674 |
| | | 人数(人) | 27 | 32 | 38 | 66 | 165 |
| | 介護予防通所介護 | 給付費(千円) | 46,712 | 56,054 | 5,605 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 119 | 142 | 14 | 0 | 0 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 30,961 | 32,509 | 34,134 | 39,515 | 50,432 |
| | | 人数(人) | 63 | 66 | 69 | 80 | 103 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 585 | 615 | 645 | 747 | 953 |
| | | 日数(日) | 11.0 | 11.0 | 11.0 | 11.0 | 12.0 |
| | | 人数(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 介護予防短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 240 | 242 | 245 | 252 | 265 |
| | | 日数(日) | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| | | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 3,278 | 3,606 | 3,967 | 5,280 | 8,503 | |
| | 人数(人) | 77 | 84 | 93 | 123 | 199 | |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 954 | 1,002 | 1,052 | 1,217 | 1,554 | |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 介護予防住宅改修 | 給付費(千円) | 6,358 | 6,676 | 7,010 | 8,115 | 10,357 | |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 29,500 | 32,450 | 35,695 | 47,510 | 76,516 | |
| | 人数(人) | 23 | 25 | 28 | 37 | 59 | |

| | | | 見込み | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 6期計画 | | | 7期計画 | 9期計画 |
| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
| (2) 地域密着型 介護予防 サービス | 介護予防認知症 対応型通所介護 | 給付費(千円) | 1,460 | 1,605 | 1,766 | 2,351 | 3,786 |
| | | 回数(回) | 12.5 | 13.8 | 15.1 | 20.1 | 32.3 |
| | | 人数(人) | 2 | 2 | 3 | 4 | 6 |
| | 介護予防小規模 多機能型居宅介 護 | 給付費(千円) | 739 | 1,108 | 1,164 | 1,347 | 1,720 |
| | | 人数(人) | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 |
| | 介護予防認知症 対応型共同生活 介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防地域密 着型通所介護(仮 称) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 介護予防支援 | 給付費(千円) | 14,653 | 16,119 | 17,731 | 23,599 | 38,007 | |
| | 人数(人) | 230 | 253 | 279 | 371 | 597 | |

(2) 介護給付サービスの見込量

| | | | 見込み | | | | |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 6期計画 | | | 7期計画 | 9期計画 |
| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 居宅サービス | 訪問介護 | 給付費(千円) | 190,354 | 196,064 | 201,946 | 220,672 | 255,819 |
| | | 回数(回) | 5,297.0 | 5,456.0 | 5,620.0 | 6,141.0 | 7,119.0 |
| | | 人数(人) | 232 | 239 | 246 | 269 | 312 |
| | 訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 16,690 | 16,856 | 17,025 | 17,541 | 18,436 |
| | | 回数(回) | 121.0 | 115.0 | 116.0 | 121.0 | 127.0 |
| | | 人数(人) | 24 | 24 | 25 | 25 | 27 |
| | 訪問看護 | 給付費(千円) | 55,320 | 60,853 | 66,938 | 89,094 | 143,487 |
| | | 回数(回) | 686.0 | 755.0 | 830.0 | 855.0 | 899.0 |
| | | 人数(人) | 99 | 109 | 120 | 123 | 130 |
| | 訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 3,641 | 3,823 | 4,015 | 4,647 | 5,931 |
| | | 回数(回) | 99.0 | 104.0 | 110.0 | 127.0 | 162.0 |
| | | 人数(人) | 8 | 9 | 9 | 11 | 14 |
| | 居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 34,365 | 37,801 | 41,581 | 55,345 | 89,133 |
| | | 人数(人) | 220 | 242 | 267 | 355 | 572 |
| | 通所介護 | 給付費(千円) | 277,589 | 256,49 | 282,141 | 375,531 | 604,796 |
| | | 回数(回) | 2,781.0 | 2,570 | 2,521 | 3,762 | 6,058 |
| | | 人数(人) | 297 | 275 | 270 | 402 | 647 |
| | 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 123,390 | 127,092 | 130,905 | 143,043 | 165,826 |
| | | 回数(回) | 1,222.0 | 1,259.0 | 1,297.0 | 1,417.0 | 1,642.0 |
| | | 人数(人) | 143 | 148 | 152 | 166 | 193 |
| | 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 98,115 | 107,926 | 121,957 | 177,081 | 285,191 |
| | | 日数(日) | 1,009.0 | 1,110.0 | 1,110.0 | 2,004.0 | 2,934.0 |
| | | 人数(人) | 127 | 140 | 158 | 230 | 370 |
| | 短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 18,237 | 19,149 | 20,107 | 23,276 | 29,707 |
| 日数(日) | | 123.0 | 129.0 | 136.0 | 157.0 | 200.0 | |
| 人数(人) | | 15 | 15 | 16 | 19 | 24 | |
| 短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 1,413 | 1,455 | 1,499 | 1,638 | 1,899 | |
| | 日数(日) | 8.0 | 9.0 | 9.0 | 10.0 | 11.0 | |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 60,261 | 63,274 | 66,438 | 76,910 | 98,159 | |
| | 人数(人) | 364 | 382 | 401 | 464 | 592 | |
| 特定福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 2,359 | 2,383 | 2,407 | 2,480 | 2,606 | |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 8,107 | 8,188 | 8,270 | 8,521 | 8,955 | |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 261,369 | 279,665 | 299,242 | 366,584 | 514,153 | |
| | 人数(人) | 112 | 119 | 128 | 157 | 220 | |

| | | | 見込み | | | | |
|-------------------|------------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 6期計画 | | | 7期計画 | 9期計画 |
| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
| (2) 地域密着型 サービス | 定期巡回・随時対 応型訪問介護看 護 | 給付費(千円) | 1,113 | 1,558 | 1,781 | 1,892 | 1,989 |
| | | 人数(人) | 1 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| | 夜間対応型訪問 介護 | 給付費(千円) | 61 | 245 | 257 | 298 | 380 |
| | | 人数(人) | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 認知症対応型通 所介護 | 給付費(千円) | 25,617 | 26,897 | 28,242 | 32,694 | 41,727 |
| | | 回数(回) | 178.0 | 187.0 | 196.0 | 227.0 | 290.0 |
| | | 人数(人) | 22 | 24 | 25 | 29 | 37 |
| | 小規模多機能型 居宅介護 | 給付費(千円) | 49,340 | 88,811 | 115,455 | 199,505 | 496,434 |
| | | 人数(人) | 19 | 34 | 44 | 76 | 189 |
| | 認知症対応型共 同生活介護 | 給付費(千円) | 71,516 | 73,661 | 75,871 | 82,907 | 96,111 |
| | | 人数(人) | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 地域密着型特定 施設入居者生活 介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 32,713 | 72,131 | 92,060 |
| | | 人数(人) | 0 | 0 | 15 | 29 | 29 |
| 複合型サービス | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型通所 介護 | 給付費(千円) | | 48,856 | 53,742 | 71,530 | 115,199 | |
| | 回数(回) | | 489 | 538 | 716 | 1,154 | |
| | 人数(人) | | 52 | 57 | 76 | 123 | |
| (3) 施設サービ ス | 介護老人福祉施 設 | 給付費(千円) | 530,685 | 573,139 | 618,990 | 779,750 | 1,145,708 |
| | | 人数(人) | 200 | 216 | 233 | 294 | 431 |
| | 介護老人保健施 設 | 給付費(千円) | 357,016 | 360,586 | 364,192 | 375,227 | 394,368 |
| | | 人数(人) | 131 | 132 | 134 | 138 | 145 |
| | 介護療養型医療 施設 | 給付費(千円) | 8,942 | 7,153 | 5,723 | 0 | 0 |
| | | 人数(人) | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| (4) 居宅介護支援 | 給付費(千円) | 99,038 | 103,990 | 109,189 | 126,400 | 161,322 | |
| | 人数(人) | 619 | 65 | 682 | 790 | 1,008 | |

平成 27 年度制度改正事項

介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスが地域支援事業化されます

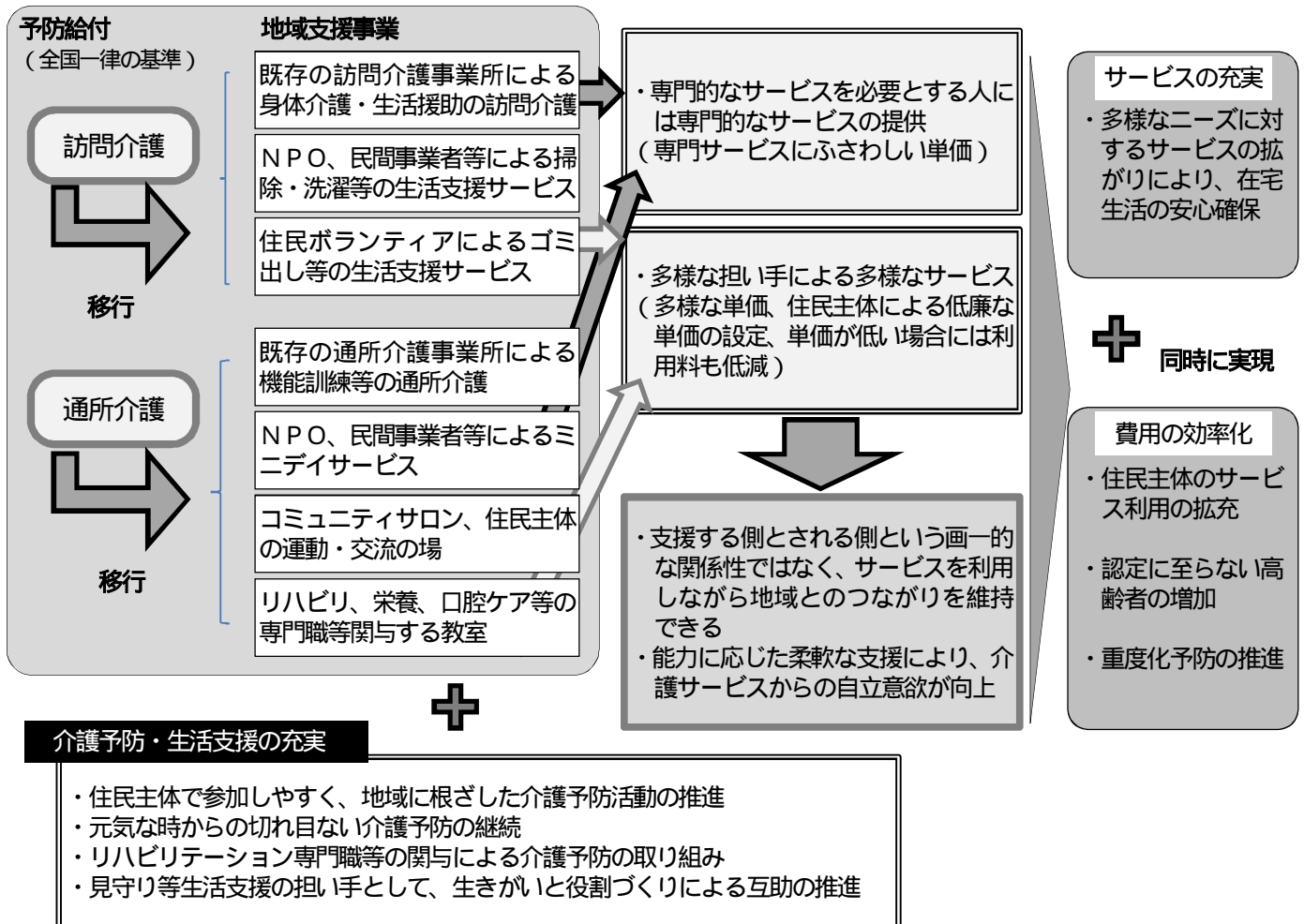
予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行させます。

財源構成は現在の介護給付と同じ国・都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料です。

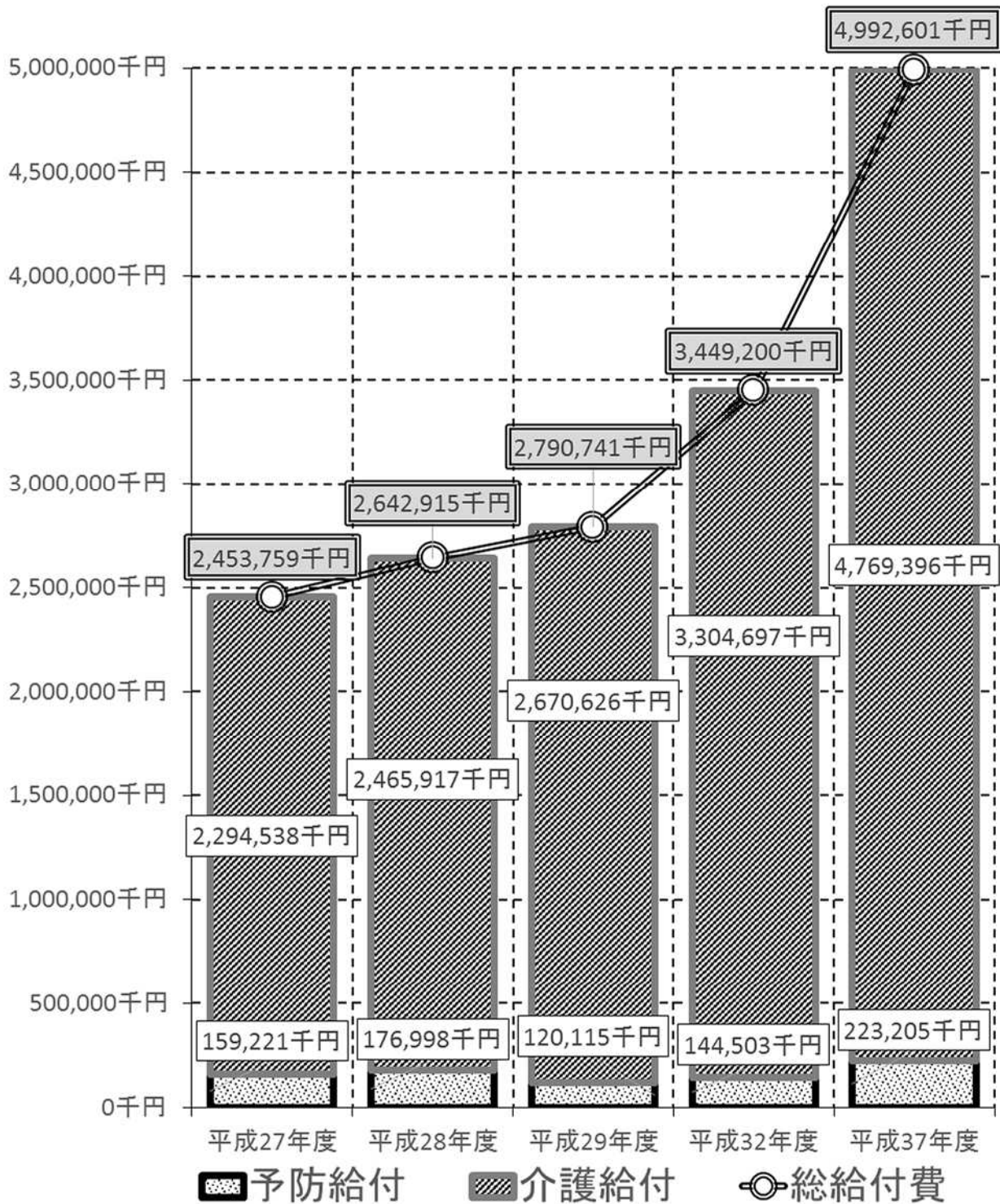
既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。なお、高齢者は支え手側に回ることもあります。

本町の方針としては、平成27年度は現行の予防給付を実施し、平成29年4月より地域支援事業へ移行させる予定となっております。

また、既存の介護事業所による既存のサービスは継続させる予定ですので、利用者の皆さんが安心してサービス利用ができるよう配慮してまいります。



3 介護保険事業にかかる総費用の見込み



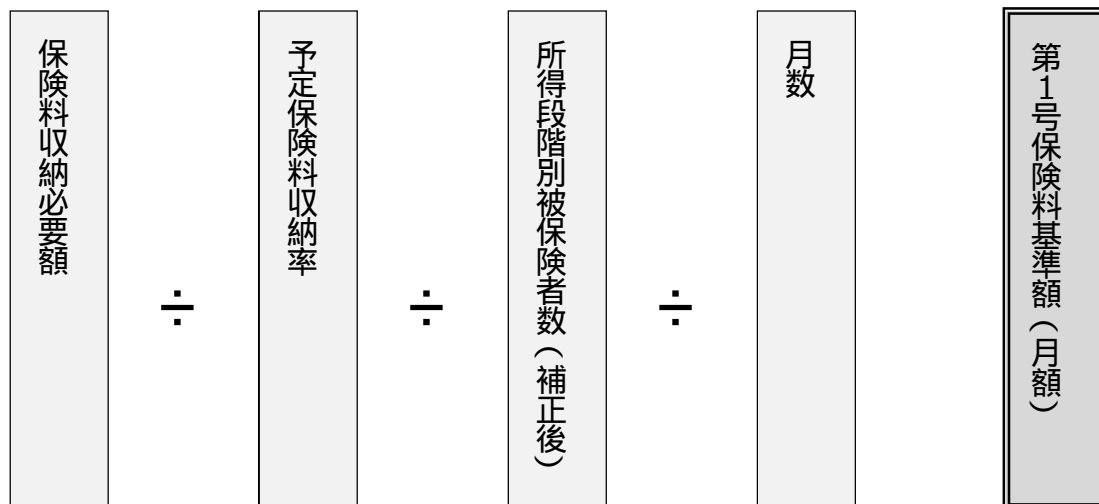
第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の月額基準額については、介護保険事業の運営に必要な金額（保険料収納必要額：介護給付・予防給付、地域支援事業費などの総計）を、介護保険料を負担する被保険者数の人数で割ることで、以下のように算出を行っています。



利用者負担については、制度として高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減措置等が実施され、低所得者に対する一定の配慮がなされています。

また、一定以上の所得がある第1号被保険者の方の利用者負担については、1割から2割に引き上げます。

(2) 保険料収納必要額

介護給付費は、介護サービス費用から利用者の自己負担分を除いて、保険給付される額です。この他に、施設入所者の食費等補助（特定入所者介護サービス費等給付額）などを計上したものが標準給付費見込額となります。

この標準給付費見込額について、平成27年度から29年度の3か年合計でおよそ82.5億円の給付を見込みました。地域支援事業費については3か年合計でおよそ1.7億円を見込んでいます。

保険料設定の基礎となる保険料収納必要額はおよそ19億円、予定保険料収納率については98.0%と見込んでいます。

| | 合計 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 標準給付費見込額 | 8,245,600,362 | 2,576,200,148 | 2,760,838,652 | 2,908,561,561 |
| 総給付費（一定以上所得者負担の調整後） | 7,791,645,533 | 2,431,660,846 | 2,606,851,591 | 2,753,133,095 |
| 総給付費 | 7,887,415,000 | 2,453,759,000 | 2,642,915,000 | 2,790,741,000 |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響補正係数 | | 22,098,153.8749 | 36,063,408.7388 | 37,607,904.8603 |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 | 95,769,467 | 22,098,154 | 36,063,409 | 37,607,905 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後） | 267,144,183 | 88,434,801 | 94,625,237 | 93,050,591 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 315,700,769 | 98,199,250 | 105,073,198 | 112,428,321 |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響補正係数 | | 9,764,448.9704 | 10,447,961.0000 | 19,377,730.0000 |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響額 | 48,556,586 | 9,764,449 | 10,447,961 | 19,377,730 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 145,208,342 | 46,061,330 | 48,364,396 | 50,782,616 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 25,818,975 | 8,190,000 | 8,599,500 | 9,029,475 |
| 算定対象審査支払手数料 | 6,816,883 | 1,853,171 | 2,397,928 | 2,565,784 |
| 審査支払手数料一件あたり単価 | | 43 | 52 | 52 |
| 審査支払手数料支払件数 | 138,553 | 43,097 | 46,114 | 49,342 |
| 審査支払手数料差引額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域支援事業費 | 170,410,759 | 34,996,000 | 36,323,640 | 99,091,119 |
| 総合事業費 | 74,506,314 | 3,968,000 | 4,364,800 | 66,173,514 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 95,904,445 | 31,028,000 | 31,958,840 | 32,917,605 |
| 調整交付金見込額 | 257,865,000 | 75,483,000 | 86,690,000 | 95,692,000 |
| 調整交付金見込交付割合 | | 2.9% | 3.1% | 3.3% |
| 後期高齢者加入割合補正係数 | | 0.9785 | 0.9701 | 0.9645 |
| 所得段階別加入割合補正係数 | | 1.1179 | 1.1178 | 1.1176 |
| 市町村特別給付費等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 | 0 | | | |
| 市町村相互財政安定化事業交付額 | 0 | | | |
| 保険料収納必要額 | 1,905,937,465 | | | |
| 予定保険料収納率 | 98.0% | | | |

(3) 第 1 号被保険者の保険料基準額の算定

第 1 号被保険者の保険料基準額は、平成 27～29 年度の 3 か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合（22%）を、所得段階別負担割合で調整した平成 27～29 年度の第 1 号被保険者延べ人数で除して求められます。

| | |
|-----------------------------------|----------------|
| 標準給付費見込額 (A) | 8,245,600,362円 |
| 地域支援事業費 (B) | 170,410,759円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (C = (A + B) × 22%) | 1,851,522,447円 |
| 調整交付金相当額 (D = A × 5%) | 412,280,018円 |
| 調整交付金見込額 (E) | 257,865,000円 |
| 準備基金取崩額 (F) | 100,000,000円 |
| 保険料収納必要額 (G = C + D - E - F) | 1,905,937,465円 |
| 予定保険料収納率 (H) | 98.00% |
| 所得段階別加入割合で補正した被保険者数 (I) | 34,028人 |
| 第 6 期介護保険料基準年額 (J = G / H / I) | 57,154円 |
| 第 6 期介護保険料基準月額 (K = J / 12月) | 4,800円 |

保険料収納必要額

第 1 号被保険者負担分（標準給付費見込額 + 地域支援事業費）に対して、プラス要因（調整交付金差引見込額など）とマイナス要因（介護給付費準備基金、財政安定化基金など）を加味した額となります。

調整交付金

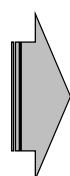
市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第 1 号被保険者中の 75 歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。

介護給付費準備基金

介護保険事業特別会計において発生した剰余金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置されている基金です。今期計画においては、介護給付費準備基金の取り崩しを行うことで、保険料の上昇を抑制しています。

第 6 期計画以降も、介護保険サービスの利用量は増加していくものと見込まれ、給付費も上昇していくものと思われませんが、今期計画においては準備基金を取り崩すことにより保険料の上昇緩和を図っているため、保険料基準額については、月額 4,800 円とし、長期的に安定した事業運営ができるように保険料を設定します。

第 6 期計画中の第 1 号被保険者保険料基準額（月額）



4,800 円

2 保険料段階の設定

介護保険料は、低所得の負担を軽減するために、所得段階を設定しています。これまで葉山町は11段階に区分していましたが、第6期計画においては、よりきめ細かく所得に応じた段階設定とするため、14段階に区分します。

| 所得段階 | 対象者 | 基準割合 | 保険料 | |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| | | | (年額) | (月額) |
| 第1段階 (新設定) | ・生活保護受給の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.50 | 28,800円 | 2,400円 |
| 第2段階 | ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方(第1段階に該当しない方) | 0.70 | 40,320円 | 3,360円 |
| 第3段階 | ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方(第1段階、第2段階に該当しない方) | 0.72 | 41,472円 | 3,456円 |
| 第4段階 | ・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.95 | 54,720円 | 4,560円 |
| 基準額 第5段階 | ・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方(第4段階に該当しない方) | 1.00 | 57,600円 | 4,800円 |
| 第6段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 1.25 | 72,000円 | 6,000円 |
| 第7段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方 | 1.26 | 72,576円 | 6,048円 |
| 第8段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の方 | 1.27 | 73,152円 | 6,096円 |
| 第9段階 | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方 | 1.53 | 88,128円 | 7,344円 |
| 第10段階 | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 1.56 | 89,856円 | 7,488円 |
| 第11段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方 | 1.75 | 100,800円 | 8,400円 |
| 第12段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 | 1.78 | 102,528円 | 8,544円 |
| 第13段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 2.10 | 120,960円 | 10,080円 |
| 第14段階 (新設定) | ・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方 | 2.12 | 122,112円 | 10,176円 |

世帯非課税(第1段階~第3段階)については、今後新たに公費による軽減の仕組みが導入され、更なる負担軽減が図られる予定となっております。

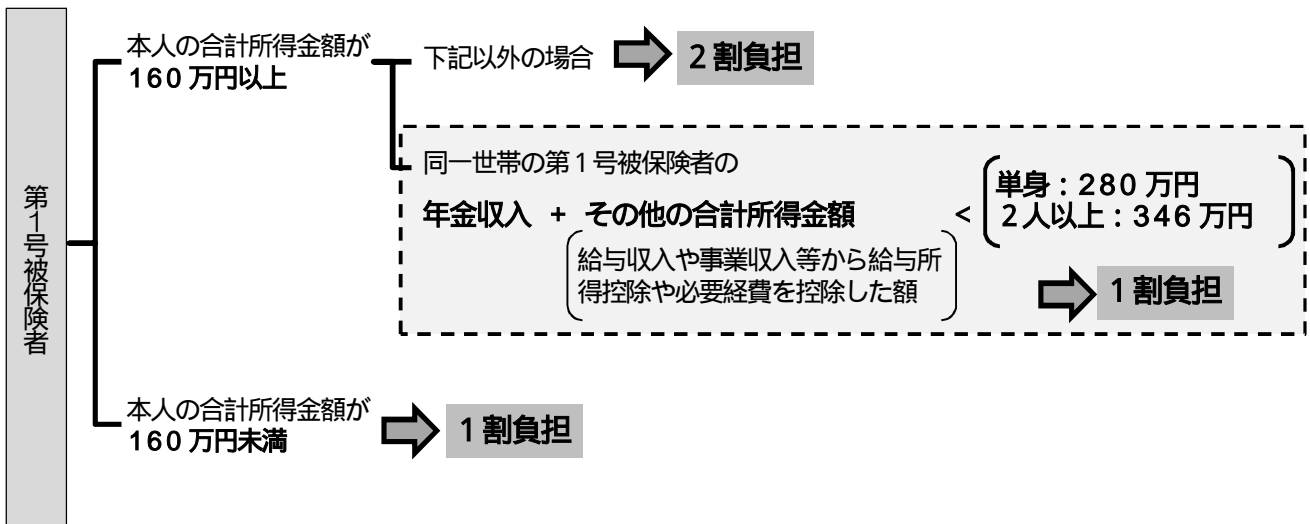
平成 27 年度制度改正事項

一定所得以上の利用者の負担が 2 割になります（平成 27 年 8 月施行）

平成 27 年 8 月より、合計所得金額 160 万円（単身で年金収入のみの場合年収 280 万円）以上の利用者の負担割合が 2 割となります。

ただし、合計所得金額が 160 万円以上であっても「年金収入 + その他の合計所得金額⁽¹⁾」が単身で 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円未満⁽²⁾の場合は 1 割負担となります。

- 1 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる額（公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額）を除いた額。
- 2 280 万円に国民年金の平均年額（5.5 万円 × 12）を加算した額



- 1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- 2 被保険者の上位 20% に該当
- 3 280 万円 + 5.5 万円（国民年金の平均額） × 12 = 346 万円

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第5期計画において小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備するなど在宅介護サービスの充実の推進に努めてまいりました。

第6期計画においては、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所の整備など在宅介護サービスの更なる充実を行うとともに、地域密着型介護老人福祉施設の整備を行い、施設サービスの充実にも努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

葉山町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携を更に強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

<平成29年度までの施設整備計画>

| 区分 | | 第4期計画期間 | | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|-------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 福祉施設 介護老人 | 定員数(人) | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| | 利用者数(人) | 142 | 139 | 133 | 142 | 146 | 156 | 157 | 158 | 159 |
| 老人福祉施設 地域密着型介護 | 定員数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 29 | 29 |
| | 利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| 保健施設 介護老人 | 定員数(人) | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 利用者数(人) | 118 | 113 | 114 | 122 | 116 | 111 | 115 | 115 | 115 |
| 医療施設 介護療養型 | 定員数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者数(人) | 9 | 8 | 6 | 8 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 共同生活介護 認知症対応型 | 定員数(人) | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 利用者数(人) | 25 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 特定施設 介護専用型 | 定員数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 利用者数(人) | 294 | 284 | 277 | 296 | 289 | 294 | 299 | 300 | 330 |
| | 要介護3 以上比 | 76.5% | 74.6% | 75.8% | 80.4% | 79.6% | 79.6% | 81.0% | 81.0% | 81.0% |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 外の特定施設 介護専用型以 | 定員数(人) | 261 | 261 | 261 | 291 | 291 | 291 | 291 | 291 | 291 |
| | 利用者数(人) | 82 | 89 | 114 | 117 | 123 | 131 | 132 | 133 | 134 |

平成21年度から平成25年度までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、平成26年度は9月月報値、平成27年度以降は推計値です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数は、平成 25 年度は前年度比で 48 名減と大きく減少し、平成 26 年度は前年度比 11 名増とほぼ横ばいになっており、今後 3 年間で大幅に増加するとは想定されません。

平成 27 年度から介護保険制度が改正され、特別養護老人ホームへは、原則要介護 3 以上でないと入所はできなくなることから、待機者は大幅に減少すると見込まれます。

また、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 回、町内 2 事業所に対しアンケート調査を行ったところ、特別養護老人ホーム入所待機者全体は減少しており、そのうちの葉山町民の待機者数も減少しております。

町民アンケートの結果によると、町内の介護施設についての設問で「増やすべきである」との回答は 54.5%、要介護 3 以上の在宅高齢者で「施設申込みをしている方」は 39.7%であり、施設整備の希望は高齢者全体の約半数に止まり、また、要介護 3 以上の在宅高齢者のうち 52.2%の方は申込みをしていないという回答結果となりました。

このことは、現在は在宅で生活し施設入所の必要はないものの、将来への不安から施設整備を希望している方が高齢者の約半数となっていると考えられます。

そうしたことから、第 6 期計画では、まずは確実に葉山町民の入所が見込まれる 29 床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備した上で特別養護老人ホーム入所待機者の状況を注視し、その上で必要と判断すれば第 7 期以降に 30 床以上の特別養護老人ホームの施設整備について検討していくこととします。

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)とは、29人以下の特別養護老人ホームで、原則所在市町村民しか入所することができないため、整備されれば確実に29人の葉山町民が特別養護老人ホームに入所することができます。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平成24年10月1日 | 0人 | 0人 | 29人 | 39人 | 50人 | 48人 | 44人 | 210人 |
| 平成25年10月1日 | 0人 | 0人 | 28人 | 30人 | 35人 | 30人 | 39人 | 162人 |
| 平成26年10月1日 | 0人 | 2人 | 22人 | 40人 | 46人 | 30人 | 33人 | 173人 |



(要介護3以上の特別養護老人ホームへの入所希望者数)

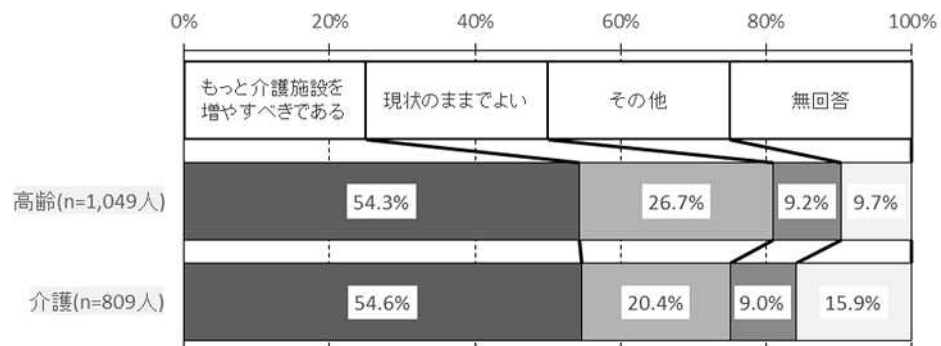
| | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|------------|------|------|------|------|
| 平成24年10月1日 | 50人 | 48人 | 44人 | 142人 |
| 平成25年10月1日 | 35人 | 30人 | 39人 | 104人 |
| 平成26年10月1日 | 46人 | 30人 | 33人 | 109人 |

町内2施設における要介護3以上の特別養護老人ホーム入所待機者数

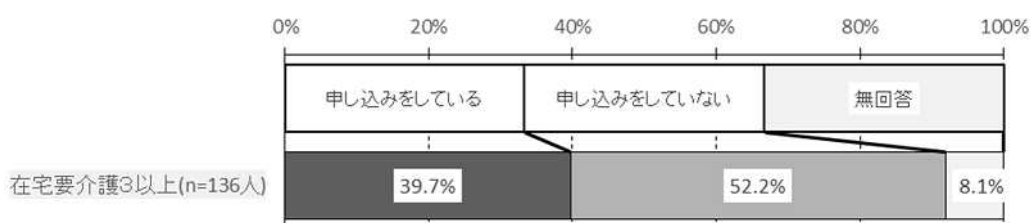
| | 待機者全体 | (うち葉山町民) |
|-----------|-------|----------|
| 平成25年7月1日 | 325人 | 122人 |
| 平成26年6月1日 | 290人 | 102人 |

【町民アンケート結果】

町内の介護施設について



介護施設への申込みの有無(在宅要介護3以上)



地域密着型介護老人福祉施設（29人以下の特別養護老人ホーム）

前述の通り、第6期計画期間中の定員30人以上の大規模な特別養護老人ホームの整備は見送りますが、平成37年度までの葉山町の高齢者数の見込みを見ると、75歳以上の後期高齢者数は増加し続けていく見込みです。

更に、平成24年度から26年度までの特別養護老人ホーム利用者数は年々ゆるやかながら上昇しており、今後もゆるやかに上昇していくと見込まれます。

葉山町の要介護認定者は80歳以上から急増することから、長期的な視野に立つと、在宅生活の継続が困難になる方に対する安心を提供する必要があります。

特別養護老人ホーム入所待機者のうち約半数は現在入院中、あるいは本人・家族がもう少し自宅での生活を希望していると言われております。

当町で平成26年11月に町内特別養護老人ホームに対し調査したところ、今すぐ入所したいと考えている要介護3以上の方は、入所待機者の約半数に当たる50名程度と推計いたしました。

また、施設の入所待機者のうち、上位には葉山町民以外の他市民が多数含まれていることから、町民が確実に入所できる施設が必要と考えます。

そこで、現在の葉山町の特別養護老人ホーム入所待機者に見合う定員数を考慮し、29人以下の小規模かつ、原則葉山町民しか入所のできない地域密着型介護老人福祉施設の新設が最も望ましいと判断し、確実に葉山町民の施設入所の要望に応じていくこととします。

第6期計画期間中は、緊急通報システムの充実、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の普及・促進、町内初の夜間対応型訪問介護事業所や訪問看護事業所の整備など、様々な居宅介護サービスの充実を図ることで町民の在宅生活への支援を行ってまいります。

更に、町内施設への町民入所率は向上したとはいえ、平成26年6月1日現在63.5%であり、今後更に向上させる余地はあると考えられるので、引き続き町内施設に対し町民優先入所を要望することで、町内の特養待機者解消につなげていきます

なお、地域密着型介護老人福祉施設の公募の際は、地域住民が交流できるよう、地域に開かれた施設であることを条件づけていくことで、地域包括ケアの推進に努めてまいります。

【高齢者人口の推移及び推計】

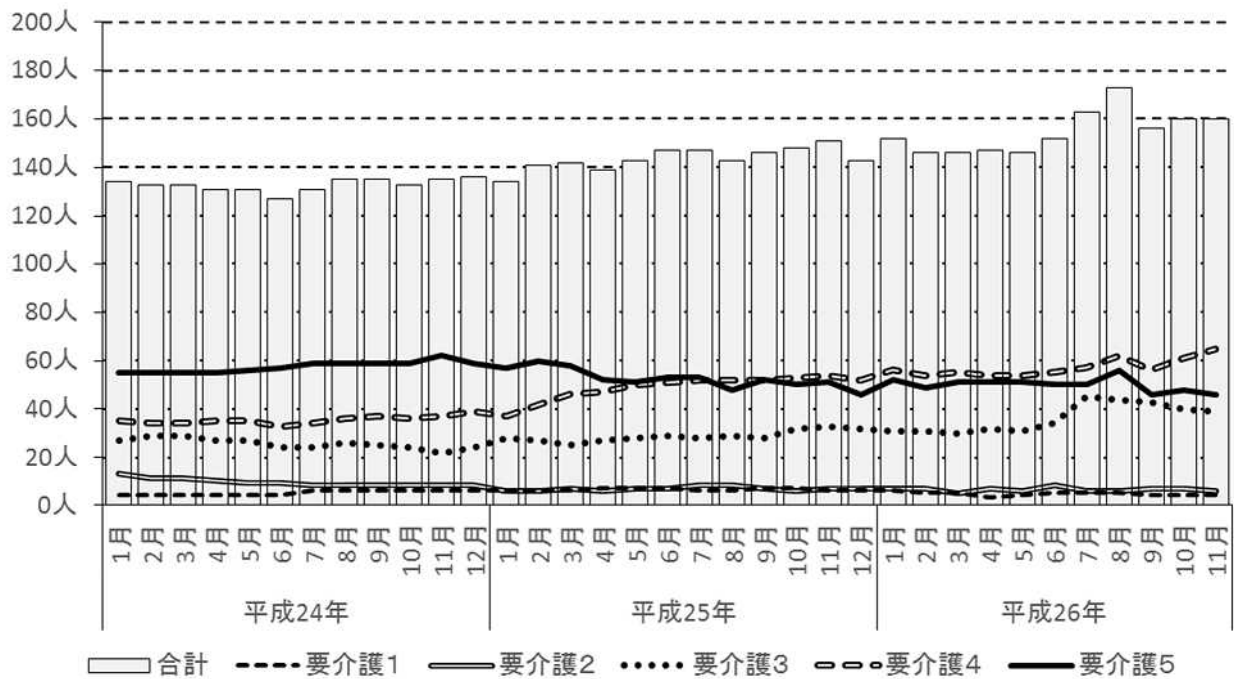
| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 37 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 65 歳 ~ 74 歳 | 4,979 人 | 5,122 人 | 5,261 人 | 5,232 人 | 5,155 人 | 5,003 人 | 3,507 人 |
| 75 歳以上 | 4,457 人 | 4,562 人 | 4,725 人 | 4,997 人 | 5,179 人 | 5,335 人 | 6,466 人 |
| 合 計 | 9,436 人 | 9,684 人 | 9,986 人 | 10,230 人 | 10,334 人 | 10,338 人 | 9,973 人 |
| 高齢化率 | 27.9% | 28.8% | 29.8% | 30.4% | 30.8% | 31.0% | 31.3% |

【平成 26 年 2 月 3 日時点の葉山町 65 歳以上要介護認定者年齢別内訳】

| | 65 歳 ~ 69 歳 | 70 歳 ~ 74 歳 | 75 歳 ~ 79 歳 | 80 歳 ~ 84 歳 | 85 歳 ~ 89 歳 | 90 歳 ~ 94 歳 | 95 歳 ~ 99 歳 | 100 歳以上 | 合計 |
|----|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|---------|
| 介護 | 47 人 3.3% | 114 人 7.9% | 195 人 13.5% | 337 人 23.4% | 399 人 27.7% | 240 人 16.6% | 92 人 6.4% | 19 人 1.3% | 1,443 人 |

【特別養護老人ホーム利用者数の推移】

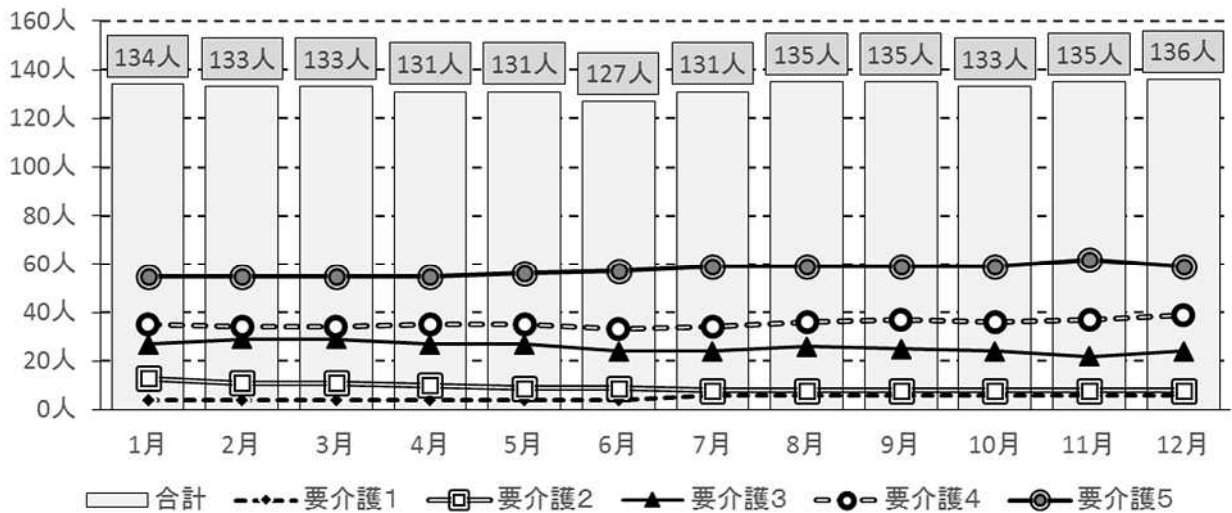
(平成 24 ~ 26 年の推移)



介護保険事業状況報告月報(施設介護サービス受給者数)による。

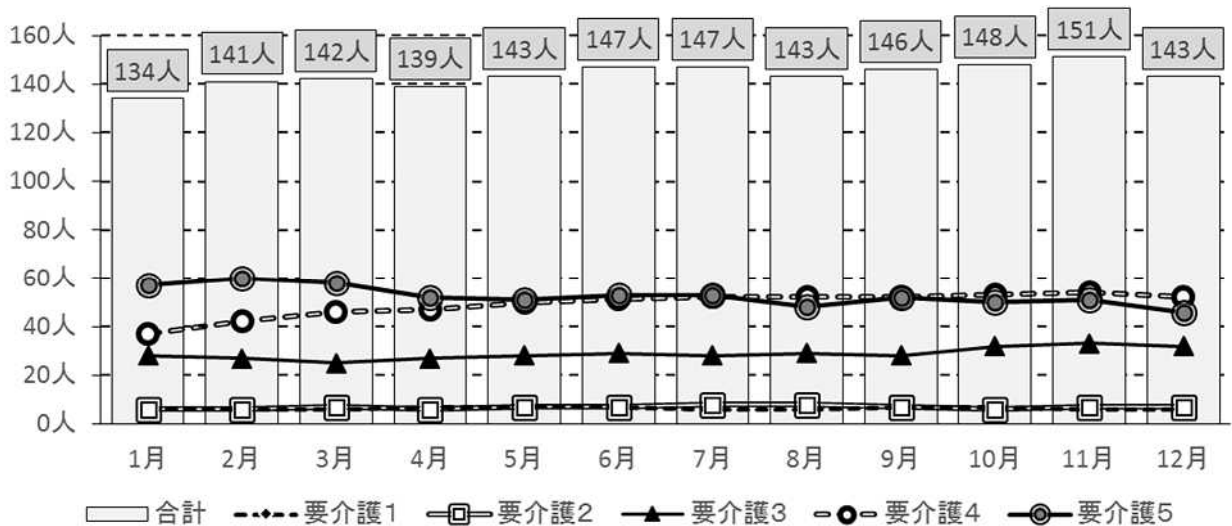
(平成 24 年の月次推移)

| | 平成 24 年 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 要介護1 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 要介護2 | 13人 | 11人 | 11人 | 10人 | 9人 | 9人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 要介護3 | 27人 | 29人 | 29人 | 27人 | 27人 | 24人 | 24人 | 26人 | 25人 | 24人 | 22人 | 24人 |
| 要介護4 | 35人 | 34人 | 34人 | 35人 | 35人 | 33人 | 34人 | 36人 | 37人 | 36人 | 37人 | 39人 |
| 要介護5 | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 | 56人 | 57人 | 59人 | 59人 | 59人 | 59人 | 62人 | 59人 |
| 合計 | 134人 | 133人 | 133人 | 131人 | 131人 | 127人 | 131人 | 135人 | 135人 | 133人 | 135人 | 136人 |



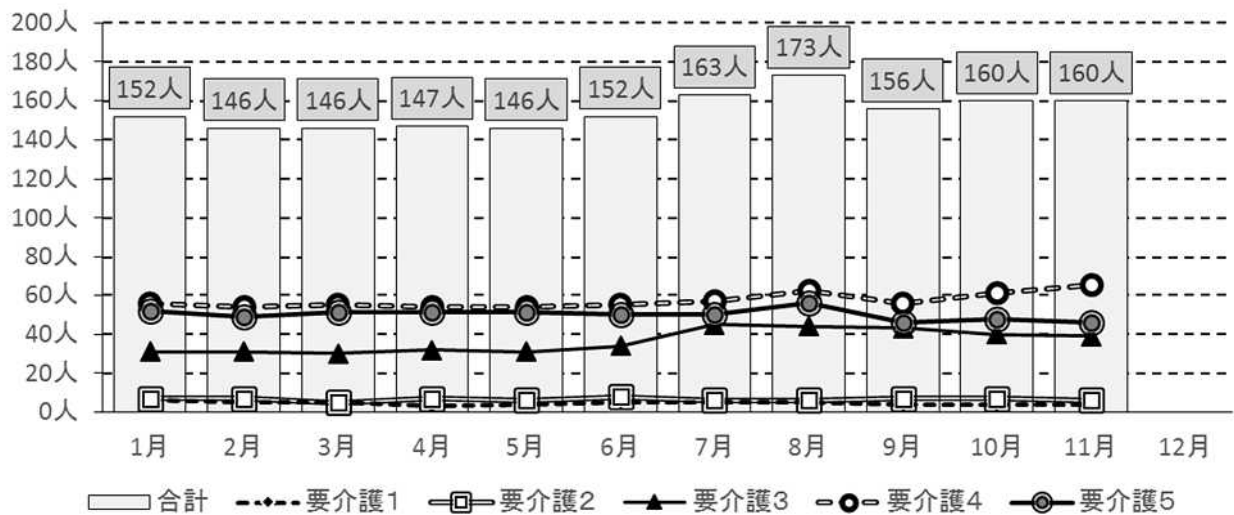
(平成 25 年の月次推移)

| | 平成 25 年 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 要介護1 | 6人 | 6人 | 6人 | 7人 | 7人 | 7人 | 6人 | 6人 | 7人 | 7人 | 6人 | 6人 |
| 要介護2 | 6人 | 6人 | 7人 | 6人 | 7人 | 7人 | 8人 | 8人 | 7人 | 6人 | 7人 | 7人 |
| 要介護3 | 28人 | 27人 | 25人 | 27人 | 28人 | 29人 | 28人 | 29人 | 28人 | 32人 | 33人 | 32人 |
| 要介護4 | 37人 | 42人 | 46人 | 47人 | 50人 | 51人 | 52人 | 52人 | 52人 | 53人 | 54人 | 52人 |
| 要介護5 | 57人 | 60人 | 58人 | 52人 | 51人 | 53人 | 53人 | 48人 | 52人 | 50人 | 51人 | 46人 |
| 合計 | 134人 | 141人 | 142人 | 139人 | 143人 | 147人 | 147人 | 143人 | 146人 | 148人 | 151人 | 143人 |



(平成 26 年の月次推移)

| | 平成 26 年 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 要介護1 | 6人 | 5人 | 5人 | 3人 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 | 4人 | 4人 | |
| 要介護2 | 7人 | 7人 | 5人 | 7人 | 6人 | 8人 | 6人 | 6人 | 7人 | 7人 | 6人 | |
| 要介護3 | 31人 | 31人 | 30人 | 32人 | 31人 | 34人 | 45人 | 44人 | 43人 | 40人 | 39人 | |
| 要介護4 | 56人 | 54人 | 55人 | 54人 | 54人 | 55人 | 57人 | 62人 | 56人 | 61人 | 65人 | |
| 要介護5 | 52人 | 49人 | 51人 | 51人 | 51人 | 50人 | 50人 | 56人 | 46人 | 48人 | 46人 | |
| 合計 | 152人 | 146人 | 146人 | 147人 | 146人 | 152人 | 163人 | 173人 | 156人 | 160人 | 160人 | |



【葉山町内所在の特別養護老人ホームへの入所待機者（平成26年11月現在）】

特別養護老人ホーム入所待機者数

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|
| 85名 | 130名 | 129名 | 103名 | 89名 | 536名 |

うち、葉山町民

特別養護老人ホーム入所待機者数（葉山町民）

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|
| 42名 | 48名 | 60名 | 29名 | 32名 | 211名 |

要介護3以上 121名

要介護3以上で、今すぐの入所が必要な

葉山町民 50名程度

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

| | 利用者数 | うち葉山町民 | 町民利用率 |
|-----------|------|--------|-------|
| 平成25年7月1日 | 158名 | 92名 | 58.2% |
| 平成26年6月1日 | 159名 | 101名 | 63.5% |

介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第5期計画期間中、平成25年度の給付費は平成24年度に比べ約2,000万円の減少となっており、平成26年度も平成25年度に比べ約1,200万円程度減少していくと見込まれております。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第6期計画期間中は地域密着型介護老人福祉施設の整備を優先することにし、介護老人保健施設の新規整備は行いません。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第6期事業計画において給付費の推移などを見守り、第7期計画以降において施設整備をするかどうか引き続き検討してまいります。

介護療養型医療施設の整備方針

平成29年度末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

(6) 居住系サービスの整備方針について

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内 2 事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者が多くない現状もあることから、第 6 期計画期間中は整備を見送り、その間、町民の要望や待機状況を把握し、第 7 期計画以降において施設整備をするかどうか検討していきます。

介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第 3 期介護保険事業計画では、平成 18 年度に開設した 111 床の施設をもって施設整備を一旦終了し、平成 26 年度に軽度者の増加に対応するため既存施設の 30 床増床を行いました。

平成 26 年 7 月 1 日現在の町内 4 事業所の利用率は 83.5%、町民入居率は 54.0% であり、第 6 期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用のむやみな増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、これらの制度内容の周知に努めます。

保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの1割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

平成 27 年度制度改正事項

1 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（平成 27 年 8 月施行）

配偶者の所得の勘案

現在は、利用者が世帯分離をした場合には世帯分離前の状況に関わらず本人が住民税非課税であれば、特定入所者介護（予防）サービス費の対象になっていますが、配偶者については、世帯分離されていたとしてもその所得を勘案します。

預貯金等の勘案

特定入所者介護（予防）サービス費の支給に当たっての勘案要素として「資産」を追加し、預貯金等（単身の場合は 1,000 万円以下、夫婦の場合は 2,000 万円以下）を勘案することにします。

【対象預貯金】

- 1 預貯金、信託、有価証券 自己申告+通帳の写し等の添付
- 2 その他の現金 自己申告
- 3 負債 自己申告+借用書等の写しにより預貯金等の額から差し引きます

非課税年金の勘案

遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定します。

負担限度額（1日あたり）

| 利用者負担段階 | 利用者負担段階 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の負担限度額 |
|---------|--|------------|-------------|------------------|------|----------|
| | | 1人1室 個室 | 2人1室 準個室 | 従来型 個室 | 多床室 | |
| 第1段階 | 本人及び世帯全員が町民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が町民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人等 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 320円 | 390円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が町民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人等 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 320円 | 650円 |

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

2 高額介護サービス費の見直し（平成 27 年 8 月施行）

高額介護サービス費の限度額（一般世帯月額 37,200 円）について、医療保険の現役並み所得⁽¹⁾に相当する人がいる世帯に限定して 44,400 円に引き上げられます。

| | 自己負担限度額（月額） |
|-----------------|--------------------|
| 現役並み所得相当 | 44,400円（世帯） |
| 一般 | 37,200円（世帯） |
| 市町村民税世帯非課税等 | 24,600円（世帯） |
| 年金収入80万円以下等 | 15,000円（個人） |

平成 27 年度制度改正事項

- 1 現役並み所得の考え方は次の通りです。
世帯内に課税所得^(2) 1 4 5 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合は、現役並み所得相当として、自己負担限度額が 4 4 , 0 0 0 円となります。
ただし、に該当しても、同一世帯内にいる第 1 号被保険者の収入^(3)の合計が 5 2 0 万円(世帯の第 1 被保険者が本人 1 人のみの場合は 3 8 3 万円)に満たない場合は、一般(3 7 , 2 0 0 円)となります。
- 2 課税所得とは、収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額(年少扶養控除廃止に伴う調整控除を含む。)を差し引いた後の額で、高齢者医療制度の現役並み判定を用いている課税所得と同じ概念です。
- 3 収入とは、所得税法上の収入金額であり、公的年金等控除、必要経費等を差し引く前の金額で、高齢者医療制度の現役並み判定に用いている収入と同じ概念。退職所得に係る収入金額は除きます。非課税年金等の非課税収 も除きます。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。

(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。